第２回大郷町部活動地域展開推進協議会

「休日の学校部活動の地域展開」について

「地域移行」⇒「地域展開」へ



【大郷町教育委員会】

社会教育課

（令和８年１０月３０日）

「休日の学校部活動の地域移行」について



学校部活動の課題・改革の必要性（国の考え方）

①深刻な少子化の進行
少子化により、学校の規模が小さくなる中、**１つの学校単位ではチームスポーツ等が十分にできない。**

②学校における働き方改革
学校における働き方改革の必要性が高まる中、**学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない。**

（参考１）中学生世代の人口推計　令和５年：約３２２万人➡令和１５年：約２５９万人（２０%減）
（参考２）中学校教師の時間外在校時間　令和４年：約５８時間　➡　目標　令和１１年　約３０時間

●少子化が進む中でも、**将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保**するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、**地域全体で支える**仕組みの構築が必要
●これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、**多種多様な体験**の実現や、良質な指導等を通じた**活動の質向上**、**地域社会の維持、活性化**等につながることも期待

「休日の学校部活動の地域移行」について



国の方針

○休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示し、**令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**とした。

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月策定）

○**令和８年度～令和１０年度の３年間を前期、令和１１年度～令和１３年度の３年間を後期とする計６年間を改革実行期間**とし、改革実行期間終了までに原則、全ての学校部活動において地域展開を目指す。

地域スポーツ・文化芸術と部活動改革に関する実行会議（令和６年８月策定改定）
部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月策定改定）

県の方針

○**令和５年度を移行検討期間**と位置づけ、協議会組織による検討や課題の解決について協議し、**令和６年度以降を改革推進期間**として、準備が整った市町村から地域の活動に移行する。

学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第１版を策定（令和５年３月策定）

○国の動向と県内の状況を踏まえて、ガイドラインのスケジュールに令和10年度中には全ての公立中学校で休日の部活動を行わないこと明記

学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第２版を策定（令和７年３月策定）

「休日の学校部活動の地域移行」について



町の方針

〇国・県の動向や県内の状況を踏まえ、大郷町部活動地域展開のガイドラインを策定し、令和８年度を展開検討期間、令和９年度を試行期間、令和１０年度を完全展開期間とした。

大郷町部活動地域展開のガイドライン第１版（令和８年１月策定）※基本的な考え方、基本方針等

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度～１３年度
・　７月　大郷町部活動地域展開推進協議会設置 ・１１月　部活動地域展開推進協議会開催 ・　１月　大郷町部活動地域展開のガイドライン第１版策定 ・　３月　ニーズ調査	改革推進期間 検討期間	試行期間	完全展開期間	（後期） 改革推進期間

「休日の学校部活動の地域移行」について



学校部活動と地域クラブ活動の整理

Point!

	学校部活動	地域クラブ活動
法的な区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法・文化芸術振興法	
運　営	学　校	地域のスポーツ 文化芸術団体
指導者	教員（顧問）外部指導者	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設、学校施設
活動の対象	学校の生徒	学校の生徒に限らず地域 住民全てが対象
保　険	日本スポーツ振興センター	民間の保険
費用負担	活動に対する費用負担	指導者謝金、クラブ運営費、施設使用料　等

「休日の学校部活動の地域展開」について



名称変更「地域移行」⇒「地域展開」へ

※地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにおいて変更する旨の考え方が示された（令和7年5月16日）と思われます。

現　行	見直し
地域移行	**地域展開**

※学校から地域に活動を丸投げするという印象があり、多くの方から指摘があった。また、今学校でやっていることをそのまま地域でやらないといけないという誤解を招いた。

趣　旨

①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出**し、**より豊かで幅広い活動**を目指していく

「休日の学校部活動の地域展開」について



大郷町の展開イメージ

令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度～１３年度
改革推進期間			
検討期間	試行期間	完全展開期間	（後期）改革推進期間

【展開後】

Point!

月	火	水	木	金	土	日
学校部活動					地域クラブ	

【これまで】

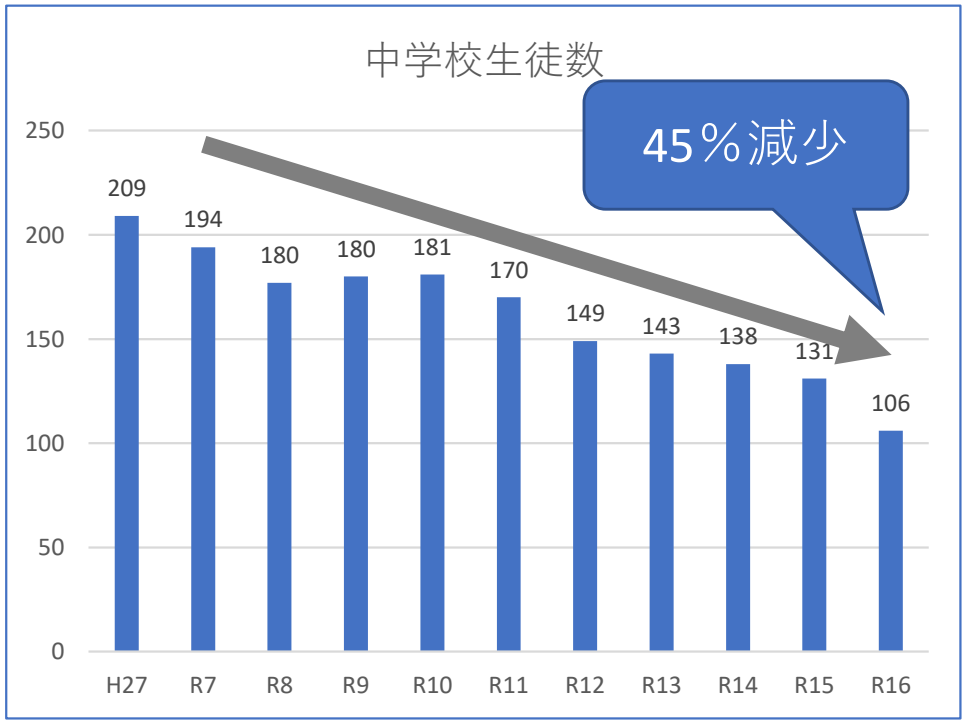
月	火	水	木	金	土	日
学校部活動						

※土・日いずれか３時間以内の活動を地域展開する。
平日の学校部活動については、これまでと同様に学校部活動の扱いとする。

「休日の学校部活動の地域展開」について

大郷町の現状（１）生徒数の推移

中学校の生徒数は減少傾向にあります。平成２７年の２０９人から比べると令和７年には、１９４人となります。また、令和１６年には４５%の減少が見込まれています。



【生徒数の推移（Ｒ９以降は見込み】

「休日の学校部活動の地域展開」について



大郷町の現状（２）部活動の部員数

	１年	２年	３年	合計
野　球	8	4	１５	２７
サッカー	１０	1	8	１９
バスケット	5	5	3	１３
バレーボール	6	１１	9	２６
卓　球	4	6	6	１６
剣　道	5	4	6	１５
柔　道	4	5	1	１０
美　術	１４	１２	２０	４６
吹奏楽	１０	１１	1	２２
合　計	６６	５９	６９	１９４

（令和７年４月２８日現在）　　単位：人

	１年	２年	３年	合計
野　球	1	8	4	１３
サッカー	1	9	0	１０
バスケット	－	－	－	－
バレーボール	１０	5	１１	２６
卓　球	6	2	5	１３
剣　道	3	2	4	9
柔　道	2	4	4	１０
美　術	4	9	7	２０
吹奏楽	１０	8	9	２７
所属無し	１８	１９	１５	５２
合　計	５６	６５	５９	１８０

（令和８年６月１９日現在）　　単位：人
※任意加入へ変更

「休日の学校部活動の地域展開」について



大郷町の現状（３）教員の勤務時間状況

ＩＣＴ教育への対応、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

年　度	平均時間外（時間：月）	年間３６０時間以上（実人数）	職員数
令和４年度	４１．６	－	－
令和５年度	４１．１	１２	１８
令和６年度	４６．３	８	２０
令和７年度	４０．３	－	２０

（参考国の考え方）中学校教師の時間外在校時間
令和４年：約５８時間　➡　目標　令和１１年　約３０時間

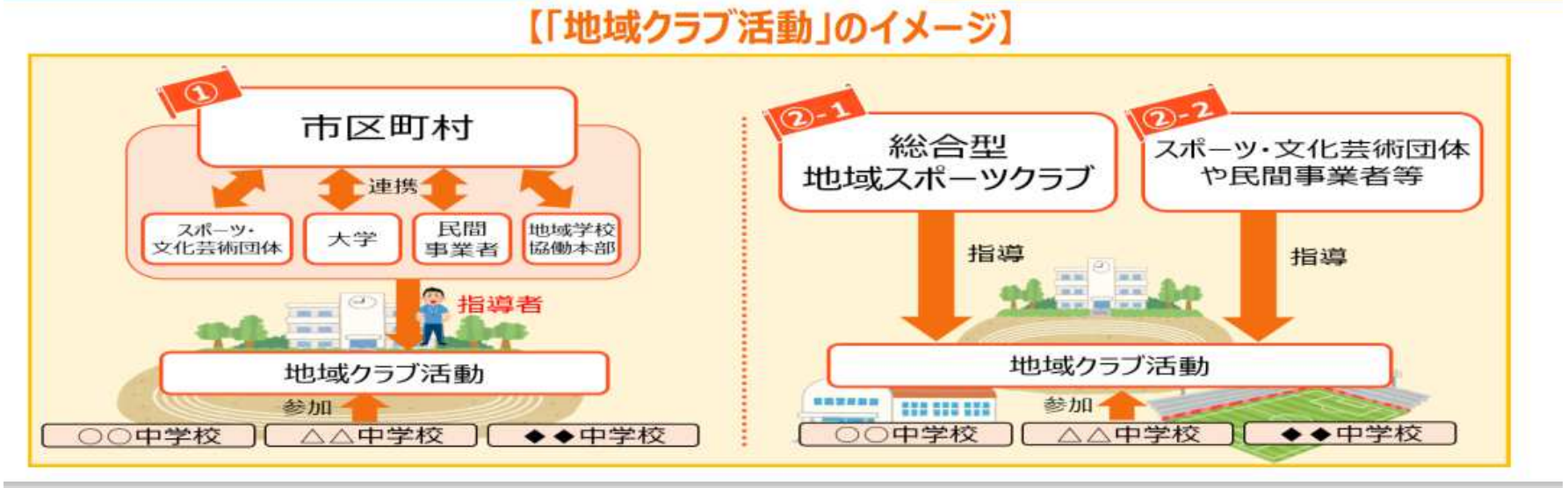
「休日の学校部活動の地域展開」について

大郷町基本方針（１）地域展開に係る体制整備

　将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、当面は大郷町教育委員会が運営主体となり、学校部活動と地域の指導者や団体とをつなぎ、総括する役割を担います。

運営体制

【①市町村運営型】　　【②地域クラブ運営型】



スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

「休日の学校部活動の地域展開」について



大郷町基本方針

（２）指導者の確保・育成

県指導者バンクや地域のスポー ツ・文化芸術団体等に働きかけながら，競技指導のほか生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに，生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めていきます。

県人材バンク指導者登録者数　２７８名、３９団体、大郷５５件　　R8.4月時点

（３）活動場所

町内の学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設などの利活用を想定しています。「送迎の負担」も考えられることから、活動場所は、現在のそれぞれの活動拠点となっている学校施設での実施を基本に進め、公共のスポーツ・文化施設等の利用は、必要に応じて検討していきます。

（４）会費

地域クラブ活動は、参加者からの会費によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続的な活動を目指します。

※2025.12.27スポーツ庁と文化庁、月4回程度の活動で月額1千円～3千円との目安を示した。

「休日の学校部活動の地域展開」について



大郷町基本方針

（５）計画の見直し

この計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や令和７年３月に宮城県が策定した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」をもとに、本町の現状に応じて策定したものです。

今後、県の方針が改定された際や、学校や地域の実情に応じて、見直しを行い ます。

・令和７年１２月にも国のガイドラインの見直し実施。
・令和８年　４月には県のガイドライン改定見込み

「休日の学校部活動の地域展開」について



ニーズ調査について

〇地域クラブ活動の円滑な展開に向けた検討を図るため、生徒、保護者、教員にニーズ調査を実施いたしました。
詳細については、別紙のとおりです。

〇町体育協会のスポーツ団体への調査を実施しｍした。
結果については、別紙のとおりです。

「休日の学校部活動の地域展開に係る課題等」



（１）地域展開により期待されること

①生徒の活動の選択肢が確保され、選択肢が増える

・生徒数が減少する中でも、希望する活動への参加がしやすくなる
・既存の部活動にとらわれない、多種多様な種目の地域クラブ活動への参加が期待でき、生徒の休日の活動の選択肢が増える。

②専門的な指導が受けやすくなる

・専門的な技術を身に付けている指導者からの技術指導を受けられる可能性が広がる。

③教員の負担感の軽減

・本町中学校教員の時間外在校等時間は、月平均40.3時間（令和７年度）であり、部活動指導が大きな要因となっている。
・地域展開により、教員が休日の部活動に従事していた時間を減らすことにもつながり、教員の負担感の軽減につながる。

④地域のスポーツ・文化活動の活性化

・地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなど、継続的にスポーツ・文化活動に関われる。

「休日の学校部活動の地域展開に係る課題等」



（２）地域展開の主な課題

①指導者の受け皿の確保

・地域クラブ活動等の団体数や指導者人材については、地域や種目・種類によって差がある。地域によっては受け皿や人材の確保が難しく、生徒の活動の選択肢が限定的となる可能性がある。

②生徒の安全管理

・教員以外の指導者が担当する場合においても、配慮を要する生徒への対応や暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為がないよう生徒への適切な配慮が必要である。

③保護者の経済的負担

・地域クラブ等の団体に参加して活動する場合は、用具等の実費の他に参加費や保険料等が必要となる。こうした経済的負担に対する保護者の理解や困窮家庭に対する支援が求められる。

「休日の学校部活動の地域展開に係る課題等」



（２）地域展開の主な課題

④大会等のあり方

・地域クラブでの活動も行うことで、中体連の大会や文化芸術活動のコンクール等へ、地域クラブとして参加を希望するケースも考えられることから、地域クラブの大会参加について柔軟に対応する必要がある。

⑤学校施設の利用

・地域展開の方法によっては、地域クラブが活動場所として学校施設を利用する場合も想定される。その際の学校施設の管理や利用上のルールなどについて検討が必要となる。

⑥教員の兼職兼業

・地域移行後は地域クラブ活動となるため、希望する教員が地域展開後も引き続き指導する場合、教員が民間クラブ等に所属し報酬を得て活動するケースも想定されるため、兼職兼業に係る取扱いを検討する必要がある。

参考「地域クラブの活動事例等」について



地域クラブで大切にしたいこと

　将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保します。

地域展開により多様な活動が可能になります

【活動の例】

	平日（学校部活動）	休日（地域クラブ）	備　考
Ａさん	野球	野球	同じ種目
Ｂさん	野球	サッカー	異なる種目
Ｃさん	卓球	活動しない	平日のみ
Ｄさん	活動しない	剣道	休日のみ
Ｅさん	活動しない	活動しない	活動しない



地域クラブ活動における創設・運営の進め方

1 方針	2 準備	3 実行	4 検証改善
地域内の現状把握 □部活動の現状を把握する □ニーズを把握する。 **地方公共団体内の体制整備** □地方公共団体内の検討・連携体制を整備する。 □協議会を設置する。 **推進計画の策定** □推進計画を作成する。 □多様な意見を取り入れる □推進計画の理解促進を図る。	**運営体制の整備** □運営団体を確保する。 □運営業務を整理する。 **関係者との連携体制構築** □学校等との連携体制を構築する。 □関係者間での責任の所在を明確にする **安全管理体制やルールの整備** □リスクを整理する。 □必要なサポート体制を整備する。	**指導者等の確保** □指導者等を配置する。 □研修機会を確保・充実する。 **地域クラブ活動の実施** □活動当日の流れを整理する □当日の流れをまとめ周知する。 **参加者の募集** □リスクを整理する。 □必要なサポート体制を整備する	**活動の振り返り・改善** □ヒヤリハットや事故事例を整理する。 □更なる改革を推進する。 **運営の効率化** □活動にあわせて指導者の配置を最適化する。 □運営にあわせて業務を効率化 □環境の変化に対応する組織づくり

※現状に応じて、取り組みやすい内容から活用する。

【参考】前回会議の振り返り　研修会Ｑ＆Ａ
（抜粋）令和７年１１月２０日



No.	質問	回答
1	**部活動地域展開はしなければならないのですか？今のままの部活動ではだめ？**	国が「土日の部活動を行わない」「平日の部活動も縮減していく」という方針を示していること、また教員の働き方改革や、地域間での部活動環境の格差是正といった観点から、都道府県としても地域移行を進めざるを得ない状況にあります。現状でも、地域によっては「まだ土日も部活が行われている地域」と「すでに休日の部活が行われていない地域」があり、教員や子どもたちの間で不公平感が生じているとの声もあります。県としても、そうした地域間格差を是正しつつ、子どもたちにとってよりよい環境を整えるために、令和10年度を一つの目標年度として取り組みを進めているところです。
2	**いつから地域移行しなければならないのですか？**	市町村の状況によって異なります。本日の会議をスタートとして、皆様と協議しながら、現実的なスケジュールを検討していただければと考えています。
5	**現時点で、地域にクラブがない場合の設立方法はどんな方法がありますか？**	地域クラブ活動の立ち上げについては、「すべての種目をそろえなければならない」というわけではありません。ニーズの高い種目、既存団体や指導者のいる種目から始める市町村が多く、スポーツ少年団など、すでに活動している団体に中学生も参加できるようにする形も有効です。
6	**地域に指導者がいない場合には、どうしたらよいのですか？**	指導者がいない場合には、広域的に近隣市町村のクラブに参加する方法も考えられます。その際の送迎負担は課題となりますが、活動機会の確保とのバランスを見ながら検討することになります。

【参考】前回会議の振り返り　研修会Ｑ＆Ａ
（抜粋）令和７年１１月２０日



No.	質問	回答
7	**指導者を確保するための予算は必要ですか？**	指導者謝金に関する予算については、市町村によって様々なパターンがあります。例えば、「町として受け皿団体を認定し、その団体の指導者に謝金を支払う」方式や、「町として場の提供までは行うが、運営や謝金はクラブに委ねる」方式などがあり、どのような仕組みにするかによって必要な財源も変わってきます。
8	**地域展開するための委託事業者等を紹介していただけますか？**	人材バンクについてですが、県では「指導者人材バンク」を運用しており、指導者として登録する方、指導者を探す側の団体の双方が、無料で登録できます。種目はスポーツに限らず、吹奏楽などの文化・芸術分野も含めて多岐にわたっています。 現在、県全体で指導者として約250名、指導者を求める団体として約37団体が登録しています。大郷町エリアで指導可能と登録している方も10名程度おりますので、団体として登録いただき、閲覧・マッチングに活用していただければと考えております。実際にマッチングが成立した後の謝金の有無・額等は、個別の話合いとなりますが、人材バンクへの登録自体は無料です。
9	**人材バンクは費用が発生しますか？**	
10	**これまでどおり、先生が教えることはできないのですか？**	平日はこれまでどおり学校部活動で指導することができますが、休日に関しては、部活動としては原則実施しない方向です。教員が地域クラブで指導する場合には、兼業許可を得て有償で指導する、あるいはボランティアとして関わるといった形が考えられます。
11	**地域クラブには、どんな種目を準備したらよいのですか？例えばｽｹﾎﾞｰ等は？**	ニーズ調査に基づき種目を準備した方がよい

【参考】前回会議の振り返り　研修会Ｑ＆Ａ
（抜粋）令和７年１１月２０日



No.	質問	回答
12	**学校の部活動に入らないで、地域クラブだけでもＯＫですか？**	学校側が「部活動への加入を任意」としている場合には、学校部活動に加入せず、地域クラブ活動のみに参加することもあり得ます。逆に、「地域クラブには参加せず、学校の部活動だけに参加する」という選択もあり得ます。
13	**地域クラブに入らないで、学校の部活動だけでもＯＫですか？**	

No.	質問	回答
15	**指導者が違うことににより、生徒が混乱するのではないですか？**	「指導者によって指導方針が異なり、生徒が混乱しないか」という点については、たしかにその可能性はあります。県立中学校の事例では、地域クラブが本格的に活動を開始する前に、顧問教員と地域クラブ指導者が一緒に部活動に入り、練習内容等を共有した上で引き継ぐ形をとることで、一定の連続性を確保しています。学校と地域クラブが連携し、情報共有を図ることで、生徒の混乱を軽減できると考えています。
16	**指導者の資格は必要ですか？**	指導者資格については、市町村として「一定の資格を有すること」を条件とすることも可能ですし、資格のない競技や文化・芸術分野については、県が実施する「指導者研修会」を受講し、「研修修了証」を活用することもできます。保護者にとっても、一定の研修を受けた指導者であることは安心材料になるかと思います。
18	**地域展開したことにより、会費が発生した場合は、どうなりますか？**	受益者負担の原則から会費が発生する場合もある。